

「奈良市公共施設予約システム導入業務」及び「奈良市公共施設予約システム利用」の質問に対する回答

|   | 入札説明書、仕様書等における記載箇所                            | 質問の内容   | 回答   |
|---|---|---|--|
| 1 | 別紙1：奈良市公共施設予約システム導入仕様書<br>1. 業務概要 (4) 業務期間    | 対象業務として、「データ移行業務：現行システムに登録されている利用者データ及び予約データの移行」とありますが、奈良市様の現行システムは共同利用型システムと伺っております。現行システムからのデータ抽出、対象データの絞り込み(奈良市様分のみにする等)は、奈良市様側で調整・実施いただける認識でよろしいでしょうか。      | お見込のとおりです。   |
| 2 | 別紙5：機能要件一覧及び適合確認票<br>(3)職員側利用者機能<br>4 新規予約/取消 | 項番19 催事メモ機能 催事ごとに使用者との打ち合わせを管理できる機能があること。とありますが、打ち合わせ記録用の機能ではなく、備考・メモ欄へ記入いただくことでの代替運用をご提案した場合、要件を満たしていると思なされますでしょうか？  | 「備考・メモ欄への記入」は代替運用として要件を満たすものと考えます。   |
| 3 | 別紙5：機能要件一覧及び適合確認票<br>(3)職員側利用者機能<br>6 予約内容審査  | 項番5 利用許可書発行機能 帳票の記載事項やレイアウトはカスタマイズができること。(カスタマイズにより別途費用発生が生じることは差し支えない) とありますが、カスタマイズすることを前提として入札金額に見込む、もしくはカスタマイズ作業が発生した場合に別途費用積算、契約締結すると考えてよいか、いずれになりますでしょうか？ | パッケージ標準様式に合わせた運用を前提としているため、それぞれの帳票に合わせた出力項目と標準様式を有していることとします(全項目カスタマイズとなるような汎用帳票様式は不可)。一般的な貸館業務で使用される標準様式で対応できないような、特別な場合に限りカスタマイズで対応することを想定しています。その場合は発注者との協議の上、別途変更契約や追加契約で行う予定です。 |